

平成30年9月4日

唐津市指名等審査委員会

唐津市入札参加有資格業者の指名停止措置について

1 指名停止対象業者及び指名停止期間

(株) 奥村組九州支店 (北九州市八幡東区山王2-19-1)

(本社: 大阪府大阪市阿倍野区松崎町2-2-2)

(工事) 土木一式工事-特A級、建築一式工事、水道施設工事-A級

停止期間: 平成30年9月5日から平成30年10月4日まで 1か月

2 指名停止理由

(株) 奥村組の社員が、国土交通省東北地方整備局発注の「一関遊水地長島水門新設工事」において労働安全衛生法に違反したとして、平成30年6月29日、労働安全衛生法違反の罪により盛岡地方検察庁から略式起訴されたことによる。

3 指名停止措置の根拠

同社は、唐津市建設工事請負契約及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要綱別表第2第7項(不正又は不誠実な行為)に該当する。

指名停止期間については、(短期)1か月以上(長期)9か月以内の範囲内で措置することとなるが、加算条項に該当しないため1か月とする。

4 平成29~30年度発注実績

実績なし

(本件の問い合わせ先)

財務部 契約管理課

担当: 工事契約係 松本

電話: 直通 0955-72-9240 (内線 1362)